

緊急事態宣言の再発出に伴う定期乗車券の取扱いについて

横浜高速鉄道では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い2021年4月23日に政府より再発出された緊急事態宣言を受け、定期乗車券について、下記のとおり取扱いいたします。

記

定期乗車券

(1) 対象となる種類

通勤、通学(小・中・高・大学・専門学校等及びこれらに相当する特別支援学校等)

(2) 本取扱いの対象条件

以下の条件を全て満たす場合に、本取扱いの対象となります。

条件①：2021年4月24日までに購入したものであること

条件②：緊急事態措置期間(2021年4月25日から2021年6月20日まで)の全部または一部をその有効期間に含むこと

条件③：その定期券区間に緊急事態措置の東京都に所在する駅が含まれていること
※定期券区間が東京都を通過する場合も対象となります。

(3) 払いもどしの特例

2021年4月25日以降に当該定期乗車券をご利用されていない場合、特例により2021年4月24日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、購入金額より1か月単位で計算した額(使用開始後7日以内の場合は、ご利用日数分の普通旅客運賃(10円単位)の往復分を差し引いた額)と手数料220円を差し引いた額を払いもどしいたします。

(払いもどしの申し出日について)

・2021年4月24日以前に有効開始となる場合・・・2021年4月24日

・2021年4月25日以降に有効開始となる場合・・・有効開始日の前日

※2021年4月25日以降に定期券乗車券を使用された場合は、最終利用日が払いもどし申し出日となります。

※定期券面区間外完結の電車利用(バス利用含む)やチャージ残高の電子マネー利用は当該定期乗車券の使用とはみなさず取扱います。

(4) 払いもどし取扱い期間

2021年4月25日(日)から2022年6月20日(月)まで

※有効期間の経過後であっても、期間内であれば後日払いもどしいたします。

(5) 払いもどし取扱い箇所

横浜駅定期券うりば(営業時間 全日:13時~20時)

※払いもどしには、本人であることを確認できる証明書(免許証・パスポート・保険証・学生証(写真付)等)をご持参ください。

※通学定期乗車券の場合、学校等から特別の証明書を提出いただく必要はございません。

※PASMO定期券の場合、払いもどし前に同じカードへ定期乗車券やIC企画乗車券を購入されると、払いもどし対象となる定期乗車券情報が消去され確認が出来なくなります。その場合、払いもどしを受けることが出来なくなりますのでご注意ください。

以上